

山形県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例

平成19年2月1日

条例第7号

山形県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する事項については、山形市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年山形市条例第1号）の規定を準用する。この場合において、同条例の規定中「市長」とあるのは「広域連合長」と読み替えるものとする。

附 則

この条例は、平成19年2月1日から施行する。